

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 49)

有価証券の一単位当たりの  
帳簿価額の算出方法の届出書

※整理番号

※税務署への提出

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名	〒	(局 署)	※税務署 処理欄	整理番号
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	電話( ) -		部 門
	(フリガナ) 代表者氏名				決 算 期
	代表者住所	〒			業 種 番 号
	事業種目		業	整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。

区分	種 類	算 出 方 法	新 た に 取 得 し た 年 月 日
売 買 目 的 有 価 証 券	満期保有目的	移動平均法・総平均法	年 月 日
	その他の	移動平均法・総平均法	年 月 日
満 期 保 有 目 的 有 価 証 券	満期保有目的	移動平均法・総平均法	年 月 日
	その他の	移動平均法・総平均法	年 月 日
そ の 他 の 有 価 証 券	満期保有目的	移動平均法・総平均法	年 月 日
	その他の	移動平均法・総平均法	年 月 日
参 考 事 項			

税 理 士 署 名 押 印

※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考
---------------	-----	-------	---------	-------	-----

15.00改正

(法1306)

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 44)

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書

※整理番号

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名	〒		※税務署 処理欄	整理番号
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	電話( ) -		部 門
	(フリガナ) 代表者氏名				決 算 期
	代表者住所	〒			業 種 番 号
	事業種目		業	整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。

記

区 分	種 類	算 出 方 法	新 た に 取 得 し た 年 月 日
売 買 目 的 有 価 証 券	満期保有目的	移動平均法・総平均法	年 月 日
	その他の	移動平均法・総平均法	年 月 日
満 期 保 有 目 的 有 価 証 券	満期保有目的	移動平均法・総平均法	年 月 日
	その他の	移動平均法・総平均法	年 月 日
そ の 他 の 有 価 証 券	満期保有目的	移動平均法・総平均法	年 月 日
	その他の	移動平均法・総平均法	年 月 日
参 考 事 項			

税 理 士 署 名 押 印

※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考
---------------	-----	-------	---------	-------	-----

14.07改正

(法1306)

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 49)

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、有価証券を所有していなかった単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、新たに有価証券を取得した場合又は従来所有していた有価証券と法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第119条の2第2項に掲げる区分及び種類の異なった有価証券を新たに取得した場合において、その取得した有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出る場合に使用してください。(法令第119条の5・第155条の6)
  - (注) 1 法令第119条の2第2項に掲げる区分とは、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の別をいいます。
  - 2 法令第119条の2第3項第1号に掲げる保険業法第118条第1項(特別勘定)に属する有価証券を有する法人については、その特別勘定に属する有価証券である旨を参考事項欄に記載した上、別業にしてこの届出書を提出してください。
  - 3 種類とは、おおむね証券取引法第2条第1項第1号から11号まで(第9号を除きます。)の各号及び第2項第1号《定義》ごとの区分によります。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同条第1項第1号から第6号まで、第7号の3又は第8号の性質を有するものはこれに準じて区分します。したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券(相互会社の社債券を含みます。)、株券(新株引受権を表示する証券若しくは証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。
 

また、転換社債又は新株引受権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。
- 2 この届出書は、有価証券を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限(法人税法第72条第1項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限。以下同じ。)までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。
- 4 各欄は、次により記載します。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「種類」欄には、新たに取得した有価証券の種類について1の(注)3に掲げる別に応じたその有価証券の種類を、例えば「外国法人発行の円貨建社債」等のように記載してください。
  - (4) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。
  - (5) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする有価証券の取得年月日を記載してください。
  - (6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。
  - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 44)

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、有価証券を所有していなかった法人が新たに有価証券を取得した場合又は従来所有していた有価証券と法人税法施行令(以下「施行令」といいます。)第119条の2第2項に掲げる区分及び種類の異なった有価証券を新たに取得した場合に、その取得した有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出る場合に使用してください。(追 加)
  - (注) 1 施行令第119条の2第2項に掲げる区分とは、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の別をいいます。
  - 2 施行令第119条の2第3項第1号に掲げる保険業法第118条第1項(特別勘定)に属する有価証券を有する法人については、その特別勘定に属する有価証券である旨を参考事項欄に記載した上、別業にしてこの届出書を提出してください。
  - 3 種類とは、おおむね証券取引法第2条第1項第1号から11号まで(第9号を除きます。)の各号及び第2項第1号《定義》ごとの区分によります。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同条第1項第1号から第6号まで、第7号の3又は第8号の性質を有するものはこれに準じて区分します。したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券(相互会社の社債券を含みます。)、株券(新株引受権を表示する証券若しくは証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。
 

また、転換社債又は新株引受権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。
- 2 この届出書は、有価証券を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限(法人税法第72条第1項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限。以下同じ。)までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。
- 4 各欄は、次により記載します。
 

(新 設)

  - (1) 「種類」欄には、新たに取得した有価証券の種類について1の(注)3に掲げる別に応じたその有価証券の種類を、例えば「外国法人発行の円貨建社債」等のように記載してください。
  - (2) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。
  - (3) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする有価証券の取得年月日を記載してください。
  - (4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。
  - (5) 「※」欄は、記載しないでください。